平成２６年（フ）第１６８号
盛岡市玉山区下田字仲平197番地１
債務者　菅原カヨ子
１　決定年月日時　平成26年７月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１７１号
盛岡市加賀野１丁目９番19号
債務者　菅沼　　操
１　決定年月日時　平成26年７月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５４号
新潟県村上市新町２番61号
債務者　遠山　壽一
１　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第３８号
山口県山陽小野田市自由ヶ丘４番12号
債務者　山縣　　豊
１　決定年月日時　平成26年７月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第６７号
山口県宇部市上条５丁目７番９―２号　照屋哲司方、住民票上の住所山口県宇部市大字東岐波383番地
債務者　池本　文子
１　決定年月日時　平成26年７月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第３３号
宮城県石巻市北上町女川字泉沢66番地、前住所仙台市青葉区木町通２丁目２番60―802号
債務者　佐々木達也
１　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
沖縄県那覇市首里赤田町１丁目21番地　新里方
債務者　新垣　辰三
１　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６４号
北海道苫小牧市若草町５丁目７番14号　サンハウス苫小牧202
債務者　駒野　勇太
１　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３１７号
仙台市宮城野区新田１丁目14番30号　宮田アパート１Ｆ
債務者　手代木明美
１　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３２７号
仙台市太白区金剛沢１丁目９番28号
債務者　坂本　　恵
１　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
宮城県気仙沼市南町４丁目３番３号
債務者　中澤智代子（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成26年７月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第１８８号
茨城県鉾田市串挽1312番地２
債務者　木暮　祐司
１　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１６９号
新潟市東区下場新町６番28号３
債務者　上田　志乃
１　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９１号
金沢市金石東２丁目14番５号
債務者　石崎　紀子
１　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１０８号
長野県松本市大字島内3801番地２
債務者　近藤　久正
１　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１９２号
岐阜県本巣市政田2928番地１　ハイツＢＭⅡ102号、前住所岐阜県山県市東深瀬2728番地３
債務者　ファッションプレスコスモこと　長谷川和弘
１　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６４９号
名古屋市中区丸の内２丁目16番４号　チサンマンション丸の内第６―501号
債務者　橘　　一博
１　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部